

病院改称に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月二十一日

姫井伊介

参議院議長松平恒雄殿

病院改称に関する質問主意書

病院という名称は、病者の集まる所ということで、ことさら、病者に暗い気持ちを與える。心療上にも好くない。

病院は、病氣の治る所という明るい希望を持たせる名称とすることが望ましい。

「ホスピタル」の語原語意から言つても、病院という訳語は当らない。

言ひなれない名称はいけないという説もあるが、悪いものは改めることができが進歩である。改称すれば直ぐ言ひなれるものである。(たとえば産婆を助産婦といふように)

そこで「○○莊」とかいう飾称は用いられて居るが、法定語としては、「病院」を「治療院」とでも改めてはどうであろうか。(診療所又は療養所との区別は付く)
右に対する処見を問い合わせ、文書答弁を求める。